

## 千曲市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(案)の概要

千曲市保育課

### 1. 条例制定の趣旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年6月12日公布)」により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度(児童福祉法では「乳児等通園支援事業」)」が新たに導入されました。

千曲市では、全国の自治体で本格実施となる令和8年度から、こども誰でも通園制度を実施する予定ですが、事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」をもとに、市町村が条例で定める必要があります。

### 2. 条例案について

#### (1) 条例で定める基準の類型

市が条例等で定める基準は、児童福祉法第34条の16第2項に基づき、次の2つに分類されます。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

#### 【児童福祉法】

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

児童福祉法第34条の16第1項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項について、市町村が条例で定めるにあたって従うべき基準であり、その他の事項については、参酌する基準となっています。

これらの基準のいずれにおいても、「異なるものを定めることの許容の程度」に示されていることから、法令の基準をそのまま用いて条例等の改正を行う場合であっても、市町村が設置する社会福祉審議会やパブリックコメントにより、意見等を聞き取る必要があります。

### (2) 条例(案)の考え方

市では、現在、市のほかの保育所等に関係する認可基準(家庭的保育事業等の設備運営基準)が国基準を適用しているため、本基準条例についても、内閣府令で示された国の基準をもって市の基準として、令和7年度中に「千曲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定を予定しています。

### (3) 国の基準について

内閣府令で示された国の基準は下表のとおりです。この基準と同様の内容のものを市基準としたいと考えています。

項目	内閣府令の内容	従うべき基準 / 参酌すべき基準
乳児等通園支援事業者の一般原則 (第5条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用乳幼児の人権に配慮し、人格を尊重しなければならない。</li> <li>・地域社会との交流及び連携を図り、運営内容を適切に説明する。</li> <li>・自ら評価を行い、常にその改善を図る。</li> <li>・定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</li> <li>・事業の目的を達成するために必要な設備の設置。</li> <li>・採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払うこと。</li> </ul>	参酌すべき基準
非常災害 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</li> <li>・避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月1回は行うこと。</li> </ul>	参酌すべき基準
安全計画の策定等 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用乳幼児の安全確保のため、安全点検、職員、事業所外での活動、取組等を含めた生活その他日常生活における安全指導、職員研修及び訓練について安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	従うべき基準

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対し、安全計画を周知し、研修及び訓練を定期的に行うこと。</li> <li>・保護者に対し、安全計画に基づく取組内容を周知しなければならない。</li> <li>・定期的に安全計画を見直し、変更すること。</li> </ul>	
自動車を行う場合の所在の確認 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所外での活動等のために自動車を運行するとき、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により所在を確実に把握すること。</li> <li>・送迎のため自動車を運行するとき、利用乳幼児の見落とし防止装置を備え、所在の確認を行うこと。</li> </ul>	従うべき基準
職員の一般的条件 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</li> </ul>	参酌すべき基準
職員の知識及び技能の向上等 (第10条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、常に自己研鑽に励み必要な知識及び技能の修得、維持向上に努めなければならない。</li> <li>・乳児等通園支援事業者は職員の研修の機会を確保しなければならない。</li> </ul>	参酌すべき基準
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営上支障がない場合は、他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。</li> </ul>	従うべき基準 (職員に係る部分に限る)
利用乳幼児を平等に取り扱う原則 (第12条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用乳幼児の国籍、身上、社会的身分又は費用を負担するかどうかによって差別的扱いをしてはならない。</li> </ul>	従うべき基準
虐待等の防止 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待等の禁止。</li> </ul>	従うべき基準
衛生管理等 (第14条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</li> <li>・必要な医薬品その他医療品等を備え付け、適正に管理する。</li> </ul>	参酌すべき基準
食事 (第15条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事を提供する場合(外部からの搬入を含む)、当該施設に調理機能を有する設備を備えなければならない。</li> </ul>	従うべき基準

内部の規程 (第 16 条)	・内部規定の策定。	参酌すべき基準									
事業所に備える帳簿 (第 17 条)	・職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌すべき基準									
秘密保持等 (第 18 条)	・職員及び職員であった者の秘密漏洩の禁止。	従うべき基準									
苦情への対応 (第 19 条)	・苦情受付窓口の設置。 ・市町村から指導又は助言を受けた場合は必要な改善を講じなければならない。	参酌すべき基準									
事業の区分 (第 20 条)	・一般型及び余裕活用型の区分。 ・一般型は、余裕活用型以外のものをいう。 ・余裕活用型は、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等(居宅訪問型を除く)を行う事業所において、その利用定員の範囲内で行うものをいう。	従うべき基準									
一般型の設備基準 (第 21 条)	・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設ける。 ・乳児室 満2歳未満の乳幼児のうちほふくしないもの 1人につき <u>1.65 m<sup>2</sup>以上</u> ・ほふく室 満2歳未満の幼児のうちほふくするもの 1人につき <u>3.3 m<sup>2</sup>以上</u> ・保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児1人につき <u>1.98 m<sup>2</sup>以上</u>	参酌すべき基準									
	・保育室又は遊戯室には、必要な用具を備えること。	参酌すべき基準									
	・保育室等(乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室)を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへを、3階以上に設ける建物は、次のイからチに掲げる要件に該当すること。 イ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物。 ロ 次表の左欄に掲げる階に応じ、同表中欄に掲げる区分ごとに同表右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。	従うべき基準 (調理設備に係る部分に限る)									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>屋内階段</td> </tr> <tr> <td>屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>屋内避難階段又は特別避難階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	屋内階段	屋外階段	避難用	屋内避難階段又は特別避難階段	
階	区分	施設又は設備									
2階	常用	屋内階段									
		屋外階段									
	避難用	屋内避難階段又は特別避難階段									

		待避上有効なバルコニー		
		準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備		
	3階	常用		屋内避難階段又は特別避難階段
				屋外階段
		避難用		屋内避難階段又は特別避難階段
	耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備			
	屋外階段			
	4階以上の階	常用		屋内避難階段又は特別避難階段
				屋外避難階段
		避難用		特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段
				耐火構造の屋外傾斜路
				屋外避難階段
<p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次のいずれかに該当するものを除く)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1)自動スプリンクラー設備等</p> <p>(2)自動消火装置かつ延焼防止措置</p> <p>ホ 壁及び天井仕上材を不燃材料としていること。</p> <p>ヘ 乳幼児の転落事故防止設備</p> <p>ト 非常警報設備及び火災通信設備</p> <p>チ カーテン、敷物、建具等の防災処理</p>				
一般型職員基準 (第22条)	・乳児等通園支援従事者 (保育士又は市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者)	従うべき基準		
	・乳児等通園支援従事者の数 乳児 おおむね3人:1人 満1歳以上満3歳未満児 おおむね6人:1人 半数以上は保育士、常時2人を下回ってはならない	従うべき基準		
	・次に該当する場合、専従者を1人とすることができる。	従うべき		

	<p>(1) 保育所等と一体的に運営されている場合であって、当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、乳児等通園支援従事者が保育士であるとき。</p> <p>(2) 利用乳幼児数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。</p>	基準
一般型支援の内容 (第23条)	・保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供。	従うべき基準
一般型保護者との連絡 (第24条)	・利用乳幼児の保護者と密接に連絡をとり、理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準
余裕活用型設備及び職員の基準 (第25条)	・余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、保育所、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼保連携型認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所の基準の定めるところによる。	従うべき基準 (設備及び職員に係る部分に限る)
準用 (第26条)	・余裕活用型乳児等通園支援事業所において、一般型支援内容及び一般型保護者との連絡を準用する。	参酌すべき基準
電磁的記録 (第27条)	・帳簿整備の電磁的記録	参酌すべき基準